

公益財団法人尾瀬保護財団の寄付に関する取扱指針の運用について

- 1 物品等による寄付については、時価換算して金銭の寄付と同様に特典の提供などを行う。ただし、財団機関誌・ホームページに掲載する場合は「その他の支援」とする。
- 2 特定寄付が支援する特定事業は次のとおりとする。
 - ア 啓発 PR 事業
 - イ 顕彰事業
 - ウ 入山者啓発事業
 - エ 自然解説事業
 - オ 環境保全事業(植生復元、至仏山保全)
 - カ 調査研究事業(ツキノワグマ対策、総合学術調査)
- 3 財団は、各種寄付に対する特典を原則として、次のとおり提供する。特典提供の時期については、申込と初回入金をともに確認した後とする。なお、1年度内に複数回の寄付が行われた場合は合算して評価する。
 - (1) 特別協賛寄付
 - 原則3年に渡る毎年30万円以上の寄付、または一時の100万円以上の寄付に対し、次のとおり特典を提供する。
 - ア 財団機関誌を3年間送付する。
 - イ 財団機関誌において企業等名称、企業等のロゴマーク、企業等からのメッセージなどを1年間掲載する。
 - ウ 財団ホームページにおいて、企業等名称、企業等のロゴマーク、企業等からのメッセージなどを1年間掲載する。
 - エ 原則3年に渡る寄付については、申し込みの額に応じて「公益財団法人尾瀬保護財団の寄付の受領に関する取扱い基準(内規)」により、感謝状、記念品を贈呈する(法人からの寄付で、合算して100万円未満の場合も、100万円の寄付があったものとみなす)。
 - オ 尾瀬国立公園ロゴマーク使用取扱要領に基づき、尾瀬国立公園ロゴマークの使用申請書を提出でき、許可後は1年間使用できる。
 - カ 翌年度に作成する「尾瀬ハイキングガイド」に企業等名称、企業等のロゴマーク、企業等からのメッセージ等を記載する。
 - (2) 協賛寄付
 - 原則3年に渡る毎年10万円以上30万円未満の寄付、または一時の30万円以上100万円未満の寄付に対し、次のとおり特典を提供する。
 - ア 財団機関誌を3年間送付する。
 - イ 財団機関誌において企業等名称を1年間掲載する。
 - ウ 財団ホームページにおいて、企業等名称を1年間掲載する。
 - エ 原則3年に渡る寄付については、申し込みの額に応じて「公益財団法人尾瀬保護財団の寄付の受領に関する取扱い基準(内規)」により、感謝状、記念品を贈呈する。
 - オ 翌年度に作成する「尾瀬ハイキングガイド」に企業等名称を記載する。
 - (3) その他の寄付
 - 特別協賛寄付、協賛寄付以外の寄付に対し、次のとおり特典を提供する。
 - ア 財団機関誌を1年間送付する。
 - イ 財団機関誌において名称等を1回掲載する(ただし寄付金額が5千円以上)。
 - ウ 通算して一定額以上となった場合、感謝状、記念品を贈呈する。
- 4 財団の寄付に対する特典提供については、財団の寄付者に対する感謝の気持ちの現

れであるが、制度の改正・廃止に伴う特典の改正・廃止もあり得るものとする。

施行 平成19年9月21日
平成21年4月1日 一部改正
平成22年1月14日 一部改正
平成24年11月16日 一部改正
平成25年4月1日 一部改正